

# 全国健康関係主管課長会議資料

厚生労働省健康局  
予防接種担当参事官室

# 目 次

## 1. 予防接種対策について

- (1) 予防接種施策等について ..... 1 - 1
- (2) HPVワクチンについて ..... 1 - 1
- (3) 予防接種法の5年後見直しについて ..... 1 - 1
- (4) 予防接種センター機能推進事業について ..... 1 - 2
- (5) 予防接種に関する間違い報告について ..... 1 - 2
- (6) 新型コロナワクチン接種について ..... 1 - 2
- (7) その他 ..... 1 - 3

## ○. 予防接種担当参事官室

### (1) 予防接種施策等について【資料1-1、1-2】

予防接種法に基づき、平成 26 年に策定した「予防接種に関する基本的な計画」に基づき、分科会において、予防接種施策の実施状況や効果等、定期的な検証を行っている。

平成 25 年に成立した改正予防接種法の衆参両院での附帯決議を踏まえ、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会（以下において「分科会」という。）において、水痘ワクチン、成人用肺炎球菌ワクチン及びB型肝炎ワクチンを定期接種に位置づけた。また、令和 2 年 10 月からロタウイルスワクチンを定期接種に位置づけた。

この他、帯状疱疹ワクチンなどのワクチンについても、定期接種に位置づけることについての評価及び検討を行っているところであり、引き続き検討を行っていく。

### (2) HPV ワクチンについて【資料 1-3～1-6】

HPV ワクチンについては令和 4 年度から積極的勧奨（予診票の個別送付等）を再開しています。接種を希望する方に対し、適切かつ十分な情報提供、円滑な接種、接種後に体調の変化等が生じた方への必要な支援が行われるような体制を構築しています。また、積極的勧奨の差し控えの間に接種の機会を逃した方に対する接種機会の提供、いわゆるキャッチアップ接種についても、差し控えの間に定期接種の対象であった女子、つまり平成 9 年度から平成 17 年度生まれの方を対象として、令和 4 年 4 月から 3 年間実施することとしています。

積極的勧奨再開直後の 6 か月間（4 月～10 月）は、通常 3 か月に 1 回行っている評価を、概ね 1 か月に 1 回とし、頻度を上げて評価を行い、10 月の審議会において、積極的勧奨再開以前の期間に比べ、副反応疑いの報告頻度は特段高いということではなく、その安全性において重大な懸念は認められないとされた。

HPV 感染症の予防接種を進めるにあたって、協力医療機関の中から、地域ブロック別に拠点病院を設けており、医療機関・自治体・関係団体等との連携のハブとしての役割を担っている。令和 5 年度には、更なる診療体制の整備のため、予算を増額し、拠点病院数を増やす予定としている。

9 価 HPV ワクチンについて、令和 4 年 11 月の審議会で議論され、令和 5 年 4 月から定期接種を開始することが決定した。2 回接種については、薬事承認されれば迅速に検討を進め、適宜、情報提供を行っていく。

### (3) 予防接種法の 5 年後見直しについて

予防接種法については、平成 25 年改正法の附則に、施行後 5 年を目途として改正後の規定に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。審議会において意見交換やヒアリングを実施するなど、引き続き検討を行うこととしている。

#### (4) 予防接種センター機能推進事業について【資料1-7】

予防接種センター機能推進事業については、予防接種に当たって注意を要する者（基礎疾患を有する者やアレルギーを疑う症状を呈したことのある者等）が安心して接種ができる医療機関の設置、夜間・休日に予防接種ができる体制の整備、予防接種に関する知識や情報提供、医療相談、医療従事者向け研修、ワクチンの在庫状況及び需給状況等を速やかに把握できる体制の整備等を実施するため、都道府県に最低1か所設置するよう依頼するとともに、国庫補助事業を実施してきた。（令和5年1月時点：20府県25医療機関が設置）

近年、接種するワクチンの増加に伴い、被接種者や保護者からの問い合わせ内容が複雑化していること、予防接種やワクチンに関する最新知見を得るための医療従事者研修の充実や予防接種間違い防止に向けた取組が求められていること等を踏まえ、地域での予防接種の中核として、予防接種センター機能を有する医療機関の設置と機能強化について、特段の御理解と御協力をお願いする。

#### (5) 予防接種に関する間違い報告について

予防接種に関する間違い報告については、平成25年度以降、定期接種実施要領に基づき市町村からの報告を都道府県で取りまとめの上、間違いの態様ごとに報告をいただいているところであり、定期的に厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会へ報告を行っている。市町村においては定期接種が適切に実施されるよう、引き続き御協力をお願いする。

#### (6) 新型コロナワクチン接種について【資料1-8～1-10】

新型コロナワクチンは、令和3年2月17日から特例臨時接種を開始し、同年12月1日から3回目接種、令和4年5月25日からは基礎疾患のある高齢者を対象とする4回目接種を開始した（後に医療従事者等も対象に追加。）。同年9月20日からはオミクロン株対応2価ワクチンの接種を行っている。

令和4年12月9日に施行された予防接種法の一部改正では、特例臨時接種の法的根拠である附則第7条は廃止され、改正法附則第14条第1項の経過措置規定により、これまでの大臣指示について、改正予防接種法第6条第3項の指示とみなして継続実施することを可能としている。

令和5年度の接種について厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において議論され、以下の方向性が示された。

- 令和5年度の接種について、特例臨時接種を1年間延長する（令和6年3月末まで。自己負担なし。）。
- 追加接種の対象者は5歳以上の全員。
- 令和5年の秋冬に1回接種を行う。
- 重症化リスクの高い者及び重症化リスクが高い者が集まる医療機関や介護施設等に従事する者については、春夏にも1回接種を行う。重症化リスクが高い者は、高齢者（65歳以上の者）及び基礎疾患を有する者（資料11）その他重症化リスクが高いと医師が認める者とする。
- 春夏の接種には、オミクロン株対応2価ワクチンを使用。
- 秋冬の接種に使うワクチンは今後検討。

- 公的関与(接種勧奨及び努力義務)の規定については65歳以上の者及び基礎疾患を有する者のみに適用する。

今後、3月7日に分科会において必要な法令改正等を諮問・答申の上、5月から高齢者等を対象とした接種を開始、9月から全員を対象とした接種を開始する予定。諮問・答申の内容のほか、最新の情報については当室からの事務連絡及び厚生労働省HP等により確認のこと。

## (7) その他

### ① 予防接種従事者研修について

予防接種従事者研修については、平成6年度から公益財団法人予防接種リサーチセンターに委託して実施しており、毎年、都道府県と市町村の予防接種担当者に受講していただいております。令和5年度も実施を予定しているため、積極的に予防接種担当者に受講いただくようお願いいたします。

### ② 予防接種に関する情報について

予防接種に関する情報については、厚生労働省ホームページを随時更新しており、自治体向けに直近の情報を掲載しています。また、説明会も頻回に開催しているため、情報収集の一助としていただいております。

#### ※厚生労働省ホームページ（予防接種関係）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/yobou-sesshu/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/yobou-sesshu/index.html)